

第3節 日本司法支援センター青森地方事務所（法テラス青森）

永島 賢

はじめに

日本司法支援センター（以下、法テラス）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度をより容易にし、弁護士、司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるための総合的な法律支援を定める総合法律支援法に基づいて発足し、2006年10月から業務を開始しています。

私たち裁判法ゼミナールでは、2007年9月10日に法テラス青森を訪問しました。今回は、法テラスの設立の経緯、業務内容を記述するとともに、法テラス青森での調査結果を記述したいと思います。

1. 設立の経緯

国民からみて、司法の利用はアクセスの障害が大きいといわれてきました。例えば法的なトラブルが発生した場合にどのようにして弁護士に依頼すればいいのかわからないといったことや、頼みたいが身近に弁護士がいないといったことです。そのため、全国に等しく法的なサービスを提供するとともに、司法を市民にとって身近なものにしようという目的をもって設立されたのが法テラスです。

2. 業務内容

（1）情報提供

法的トラブルが発生した場合に解決方法がわからない人に対して紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供するものです。この業務は、あくまで情報の提供が目的であって法律相談を受けるものではありません。

（2）民事法律扶助

弁護士に相談したいあるいは裁判を起こしたいがお金がないという人に対して無料法律相談を行い、必要な場合には法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替を行う制度です。援助にあたっては資力などの審査があります。しかし一方で、弁護士からすれば報酬額が少ないというデメリットがあるため、担当する弁護士の数は少ないようです。

<援助内容>

①法律相談補助

弁護士・認定司法書士（認定司法書士については司法書士の節（第3章第2節）をご覧ください）による無料法律相談を行うものです。

②代理援助

裁判や調停、交渉などで専門家の代理が必要な場合に、弁護士・認定司法書士を紹介し、その費用を立て替える制度です。

③書類作成の援助

自分で裁判を起こす場合に、裁判所提出書類の作成を行う弁護士司法書士を紹介し、その費用を立て替える制度です。

<援助要件>

①資力基準

月収（手取り、賞与含む）の目安

単身者	182,000 円以下
2 人家族	251,000 円以下
3 人家族	272,000 円以下
4 人家族	299,000 円以下

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるものも含まれます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合または権利濫用的な訴訟の場合には援助できません。

（3）国選弁護関連業務

刑事裁判で、弁護人を頼みたいけれどお金がなくて頼めないという人に対して、裁判所（国）が国選弁護人を選任するに当たり、各地の裁判所からの要請に応じて国選弁護人の候補を通知し、国選弁護人を確保するなどの業務です。

（4）司法過疎対策

近くに弁護士や司法書士などの法律専門家がないなどの理由で法律サービスを受けることができない地域において、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が適切な料金で法律サービスを提供するものです。

（5）犯罪被害者支援

犯罪にあった人やその家族に対し、刑事手続への適切な関与や、受けた損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度で、犯罪被害者支援団体等に関する情報を提供する。また、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介します。

3. 組織構成

(1) コールセンター

全国から寄せられる法的トラブルに対する対応を電話で行います。オペレーターの登録数は約 180 名で、実際に対応にあたるのはそのうちの 80 名（裁判所・検察 OB、法科大学院生、行政書士など）です。そのほかに、弁護士が相談に応じる制度も取り入れられています（ただし、弁護士から受けられるアドバイスは、一般的な法律の制度や手続きなどに関する内容に限られ、個々のトラブルの内容に応じて法的判断を行い解決方法をアドバイスするという法律相談とは異なります）。

(2) 地方事務所（法テラス）

50 ヶ所（各都府県と北海道に 4 ヶ所）のほか支部 11 ヶ所、出張所 6 ヶ所、地域事務所 10 ヶ所があります。

4. 法テラス青森

(1) 所在地

住所：〒030-0861 青森県青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 2F

(JR 青森駅から徒歩 15 分)

電話番号：050-3383-5552



法テラス HP http://www.houterasu.or.jp/zenkoku_jimusho/jimusho/aomori.html より

(2) 職員数（10月1日現在）

- ・ 所長 1名
- ・ 副所長 4名

- ・ 事務局長 1名
- ・ 事務局長補佐 1名
- ・ 事務員 5名
- ・ 窓口対応専門職員 13名
- 〔法テラス青森法律事務所〕
- ・ 常勤弁護士（スタッフ弁護士） 2名
- ・ 事務員 2名

計 29名

※所長は弁護士、副所長は弁護士3名と司法書士1名、窓口対応職員のうち10名は司法書士です。

（3）業務について

業務内容については全国と同様なので、ここでは法テラス青森における無料法律相談の実施状況と質問への回答を記述します。

<法テラス青森における無料法律相談の実施状況について>

無料法律相談の相談場所の種類

①定例相談

（ア）法テラス事務所

- ・ 法テラス青森の事務所で定例相談を実施します。

（イ）指定相談場所

- ・ 公共施設等を予め指定して定例相談を実施します。県内では八戸市と弘前市で行われています。

②事務所相談登録弁護士・司法書士の事務所における相談

- ・ 法テラスと民事扶助契約をしている弁護士・司法書士の事務所で行われています。

相談予約方法

①定例相談の場合

- ・ 事前予約制で、法テラス青森の事務所のみにおいて、来所または電話により予約受付をします（指定相談場所の会場では、予約の受付や変更はしません）。

②事務所相談登録弁護士・司法書士の事務所相談の場合

- ・ 通常…利用者による相談の予約が必要です（法テラスでは、最寄りの地域の相談登録事務所は紹介しますが、個別の紹介は行いません）。
- ・ 多重債務…平成19年8月から定例相談と併行し、法テラス青森で予約をとり、対応可能事務所へ取り次ぐ方式を導入しました。

平成18年度の無料法律相談実績（10～3月）、平成19年度の無料法律相談実施計画（法テラス事務所・指定相談場所）について以下に示します。なお、後に受領した、開所から1年間の業務実績表（法テラス青森作成、報道関係者向け資料）を添付します。

平成 18 年度の無料法律相談実績（10～3 月）

定例相談			相談登録弁護士・司法書士 の事務所相談	法律相談総計
開催地区(市)	開催回数	相談件数		
青森	25	383	155	814
弘前	26	167		
八戸	18	109		
定例相談合計	69	659		

平成 19 年度の無料法律相談実施計画（法テラス事務所・指定相談場所）

地区	開催場所	開催日	相談担当者	対応可能数 上限
青森	法テラス青森 （日赤青森県支部ビル 2 階）	毎週水曜日	弁護士・司法書士各 1 名	12
		毎週木曜日	弁護士 1 名	6
弘前	弘前市市民生活センター （市役所土手町分庁舎 1 階）	毎週火曜日	第 2…弁護士・司法書士各 1 名	12
			その他…弁護士 1 名	6
八戸	青森地方法務局八戸支局 （八戸合同庁舎地下）	毎週水曜日	第 2…弁護士・司法書士各 1 名	12
			その他…弁護士 1 名	6

平成 18 年度の無料法律相談実績から法律相談 1 回当たり約 6 人の相談者がいたこととなります。これを平成 19 年度の無料法律相談実施計画の対応可能数上限とあわせて考えるとほとんど上限いっぱい相談者がいたことを意味し、無料法律相談のニーズがいかに高いものであったかがわかります。

<質問への回答>（法テラス青森所長（金沢茂弁護士）による）

Q：コールセンターは全国に一箇所（東京）しかないため、時間帯によっては電話が繋がりにくいという問題が起きていると聞きます。なぜコールセンターは一箇所しか設けられていないのでしょうか。

A：コールセンターが一箇所しか設けられていないのは地方事務所の手間を省くためです。また、地方には人手が少ないことや経済性の問題があります。その一方で東京ではこのような問題がなく、法的知識や経験を有した人材の確保が可能のためです。

Q：民事法律扶助業務についてはどのくらいの方が対象となっていますか、またどのような内容のものが多いのでしょうか。

A：全国平均で所得水準の下から約 2 割の方が対象となっており、青森県では約 4 割に達します。民事訴訟を起こしたいのにお金がないというのが典型で、そのうち 7、8 割が多重債務であり、離婚（女性側から）も多いです。また、青森県内では書類作成援助の申請

も多く、そのほぼ全てが自己破産の申し立てです。

Q：国選弁護業務は弁護士不足の影響が大きいとされていますが、何らかの影響はありますか。

A：平成21年から被疑者国選制度が完全に認められるようになると、業務は単純に計算しても現在の2倍になりますが、被疑者国選弁護の方が業務の性質上大変なため負担はそれ以上になると思われます。弁護士の人口比が全国一少ない青森県においては深刻な問題です。国選弁護の業務を扱う弁護士が7割と考えて、100名くらいは弁護士が必要です（2008年1月1日現在の青森県弁護士会の会員数は64名）。

<その他業務等に関することについて>

刑事国選弁護を法テラスが担当するのはおかしいという声があります。なぜなら、法テラスがこの業務を担うことになると、弁護士も検察官も法務省の管轄下におかれるため裁判がやりにくくなるという問題が発生するからです。また、情報提供業務については窓口担当職員の13名の方で行っているとのことですが、その場では相談は受けず、相談する機関を紹介するだけなのであまり役立っていない面もあると指摘されていました。そして、無料法律相談業務については、弁護士が少ないため、司法書士の方の助けが不可欠であるとのお話でした（しかし、手助けをしてくれる司法書士は少ないのが現状です）。

このように様々な活動を行っている一方で、法テラスはまだ認知度があまり高くないという現状があります。このことについて改善策をお聞きしたところ、何か行事をやって新聞等のメディアで取り上げてもらうなどして少しずつ知ってもらうしかない、地道にやっていくことが大切との回答をいただきました。

（4）米山達三弁護士（スタッフ弁護士）について

<米山弁護士のプロフィール>

千葉県のご出身であり、司法試験合格後1年間千葉県の法律事務所で弁護士として働いていたところ、スタッフ弁護士が足りないということを知り、スタッフ弁護士を志願したそうです。

<質問への回答>

Q：なぜ法テラスでの仕事を志望されましたか。

A：国選弁護業務に興味があり、裁判員制度への参加の意欲があったためです。また、市民に身近な司法の実現に寄与できると考えたためです。

Q：やりがいがありますか。

A：あります。弁護士過疎地であるため弁護士一人当たりの価値が高く、困っている人も大勢います。破産の個人申し立てをする人が多く、手遅れになることもしばしばあるので少しでも改善していきたいです。

Q：法律相談はどのような内容のものが多くありますか。

A：クレサラ（信用販売、消費者金融）の緊急の相談がメインです。しかし、他にも離婚等の相談もあるのでクレサラばかりという意識はありません。

Q：今後のスタッフ弁護士の確保について心配していることはありますか。

A：新人弁護士のなかにスタッフ弁護士を希望している方は大勢いるのではないのでしょうか。特に心配はしていません。

おわりに

まず、法テラス青森の皆様におかれましては、今回はお忙しいなか私たち裁判法ゼミナールの訪問を快くお受けいただきましてありがとうございますございました。

今回の法テラス青森を訪問させていただいたことで、法テラスでは市民に対して様々な法的支援を行っているということが改めてわかりました。特に青森県内においては所長さんの回答にもあったように、およそ4割の人が民事法律扶助業務の対象となるということで、この業務の果たす役割は大きなものがあります。また、上記の無料法律相談実施件数を見ればわかるように、法テラスの業務開始以前と以後では年間でおよそ300件の差が生じており、法テラスの業務の成果によるものと考えられます。

しかし一方で、問題点もあります。それは、法テラスの認知度が低いということです。法テラスの業務が市民のためにいかに有益なものであっても、認知されていないのでは市民にとって身近な司法が実現できたとはいえないのではないのでしょうか。この点について所長さんは、行事を行ってメディアで取り上げてもらうなどして徐々に知ってもらうしかないという回答をされていました。今後の法テラスの活動が期待されます。

また、スタッフ弁護士の確保についてですが、米山弁護士の回答にもあったように、私も弁護士の確保に困ることはないように思います。なぜなら、近年まで青森県内の弁護士数は50名に満たない人数で推移していましたが、現在青森県内には64名の弁護士の方がいらっしゃるからです。この現象は司法制度改革による弁護士増員の影響の表れではないかと思われまます。このまま増え続けるのであれば、所長さんが被疑者国選を行うに必要と回答された100名に達し弁護士過疎が解消される日もそう遠くないのではないのでしょうか。

法テラス青森実績数

(平成18年度～平成19年9月末日)

※平成18年度については(18年10月2日～平成19年3月31日までの半年間)

○契約弁護士・司法書士数(10/10現在) ※()内は18年10月のもの

	青森県弁護士会 会員数(参考)	国選弁護		民事法律扶助		備考
		被疑者	被告人	弁護士	司法書士	
青森	27(21)	15(9)	21(15)	23(18)	10(9)	
弘前	11(9)	9(6)	9(6)	9(7)	3(3)	
五所川原	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)	2(0)	
八戸	14(13)	9(8)	10(9)	12(9)	14(11)	
十和田	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	3(3)	
むつ	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(1)	
その他					3(3)	大間、平川、鱒ヶ沢
スタッフ	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)		
計	59(46)	40(26)	47(33)	51(37)	36(30)	

○情報提供

期間	取扱件数	備考
平成18年10月～19年3月	357	
平成19年4月	79	
5月	82	
6月	114	
7月	121	
8月	120	
9月	93	
19年度合計	609	
業務開始後1年間の総計	966	

○法テラス青森職員数(内訳別)

職名	開業時	10/1現在
所長	1	1
副所長	4	4
事務局長	1	1
事務局長補佐	1	1
事務員	4	5
窓口対応専門職員	11	13
[法テラス青森法律事務所]		
常勤弁護士		2
事務員		2
合計	22	29

※窓口対応専門職員のうち開業時8名、現在10名は司法書士。

○刑事国選(指名通知数で集計)

期間	青森		弘前		八戸		計		備考
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	
平成18年10月～19年3月	10	125	10	80	3	108	23	313	
平成19年4月	2	12	2	11	0	21	4	44	
5月	3	18	1	9	1	22	5	49	
6月	2	15	1	23	1	24	4	62	
7月	1	23		10		15	1	48	
8月	2	27	1	21	0	28	3	76	
9月	0	11	2	15	0	14	2	40	
19年度合計	10	106	7	89	2	124	19	319	
業務開始後1年間の総計	20	231	17	169	5	232	42	632	

※青森地区は青森地裁管内(野辺地・むつ簡裁含む)、弘前地区は弘前支部管内および五所川原支部(鱒ヶ沢簡裁含む)、八戸地区は八戸支部及び十和田支部管内で集計

○民事・無料法律相談(法テラス開業後)

期間	無料法律相談実施件数																		総合計		
	定例(※1)									事務所(※2)											
	青森			弘前			八戸			合計			事務所			多重債務事務所				合計	
	弁	司	合計	弁	司	合計	弁	司	合計	弁	司	合計	青森	弘前	八戸	合計					
平成18年10月～19年3月	272	111	144	23	94	15	510	149	659	137	18	155	/	/	/	/	155	814			
平成19年4月	42	22	22	3	22	0	86	25	111	20	3	23	/	/	/	/	23	134			
5月	46	29	29	5	28	0	103	34	137	19	0	19	/	/	/	/	19	156			
6月	44	24	33	6	23	2	100	32	132	16	3	19	/	/	/	/	19	151			
7月	41	22	51	4	23	0	115	26	141	12	3	15	/	/	/	/	15	156			
8月	46	21	22	4	28	1	96	26	122	12	7	19	8	9	1	18	37	159			
9月	41	18	26	0	18	0	85	18	103	16	5	21	17	10	5	32	53	156			
19年度合計	260	136	183	22	142	3	585	161	746	95	21	116	25	19	6	50	166	912			
業務開始後1年間の総計	532	247	327	45	236	18	1,095	310	1,405	232	39	271	25	19	6	50	321	1,726			
業務開始前(法律扶助協会)1年間の総計	571	/	273	/	/	/	844	/	844	603	33	636	/	/	/	/	636	1,480			

【相談の内訳 多重債務 48% 離婚・相続 22% 金銭関係 20%】

※1 センター相談(法テラス青森の事務所)及び指定場所相談(弘前:市民生活センター、八戸:法務局八戸支局)の総称であり、定期開催している相談。

※2 弁護士・司法書士等の事務所等で法律相談援助を実施する契約をしている事務所における相談(随時)

期間	代理・書類作成援助件数				
	代理援助			書類作成援助	援助総合計
	弁護士	司法書士	合計数		
平成18年度	271	10	281	57	338
平成19年4月	62	2	64	7	73
5月	54	3	57	14	74
6月	58	4	62	6	72
7月	41	1	42	11	53
8月	65	2	67	8	75
9月	44	3	47	9	56
19年度合計	324	15	339	55	403
業務開始後1年間の総計	595	25	620	112	741
業務開始前(法律扶助協会)1年間の総計	415	2	417	80	497

※ 代理援助の内訳 多重債務 78%